平成 2 1 年

第3回市議会定例会 議案第6号

函館市恵山コミュニティセンター条例の制定について

函館市恵山コミュニティセンター条例を次のように定める。

平成21年9月7日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市恵山コミュニティセンター条例

(設置)

第1条 市民に集会,交流,研修,文化活動等の場を提供することにより,地域活動の促進を図り,もって市民の福祉の増進に資するため,市にコミュニティセンターを設置する。

(名称および位置)

第2条 名称および位置は,次のとおりとする。

名称 函館市恵山コミュニティセンター

位置 函館市日ノ浜町154番地

(開館時間および休館日)

第3条 函館市恵山コミュニティセンター(以下「センター」という。) の開館時間および休館日は,規則で定める。

(事業)

- 第4条 センターは,次に掲げる事業を行う。
 - (1) 市民への集会,交流,研修,文化活動等の場の提供に関すること。
 - (2) 地域活動に関する情報の収集および提供,助言,講座の開催等地域活動の支援に関すること。
 - (3) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業 (使用の許可)
- 第5条 センターを使用しようとする者は,あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも,同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(使用の不許可)

- 第6条 市長は,次の各号のいずれかに該当するときは,センターの使用を許可しない。
 - (1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (2) 建物,附属設備等を損傷し,汚損し,または滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(目的以外の使用等の禁止)

第7条 第5条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は, センターを許可を受けた目的以外に使用し,他人に転貸し,またはそ の使用する権利を譲渡してはならない。

(使用料)

- 第8条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。
- 2 前項の使用料は、市長が特に認めるときは、後納することができる。
- 3 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

- 第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。 (特別設備等の制限)
- 第10条 センターの使用に当たり特別の設備を設け,または既存の設備を変更しようとする者は,あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用 の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは使用の条件を変更 することができる。この場合において、使用者に損害が生じても市は、 その賠償の責めを負わない。

- (1) この条例またはこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 第6条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
- (4) 使用の許可の申請に偽りがあったとき。

(販売行為等の禁止)

第12条 市長の許可を受けた者以外の者は,センターまたはその敷地内において,物品の販売,寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

(原状回復等)

- 第13条 使用者は、センターの使用を終了したとき、または第11条の 規定により使用の許可を取り消され、もしくは使用を停止されたとき は、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。
- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長は、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者は、センターの使用により、建物、附属設備等を損傷し、 汚損し、または滅失したときは、市長の定めるところにより、その損 害を賠償しなければならない。

(入館の制限)

第15条 市長は、センターに入館しようとする者または入館した者が第 6条各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、または退館さ せることができる。

(指定管理者による管理)

- 第16条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。
- 2 指定管理者が行う業務は,次のとおりとする。
 - (1) 第4条の事業の実施に関すること。
 - (2) センターの使用の許可および制限に関すること。

- (3) センターの維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務
- 3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第5条,第6条, 第10条から第12条までおよび前条の規定の適用については,これ らの規定中「市長」とあるのは,「指定管理者」とする。

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は,規則で定める。

附 則

この条例は,平成22年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

	時 間 区 分
区分	午前(午前9時午後(午後1時夜間(午後5時全日(午前9時から正午まで)から午後4時3030分から午後から午後9時ま分まで) 9時まで) で)
集会室	3,900円 4,500円 5,700円 14,100円
研修室	1,200円 1,400円 1,800円 4,400円
調理実習室	1,200円 1,400円 1,800円 4,400円
和室 A	500円 600円 700円 1,800円
和室 B	500円 600円 700円 1,800円
全館	5,800円 6,800円 8,600円 17,000円

備考

- 1 全館とは,すべての使用場所をいう。
- 2 商品の宣伝,展示,販売等営利目的で,または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は,この表の規定による使用料の額の20割に相当する額とする。ただし,全館を全日使用するときは,42,400円とする。
- 3 暖房を使用した場合は、この表の規定による使用料の額の5割に相当する額を徴収する。ただし、全館を全日使用したときは、10,600円を徴収する。

(提案理由)

日ノ浜町にコミュニティセンターを設置するため

函館市恵山コミュニティセンター条例施行規則大綱

- 1 開館時間および休館日について
- 2 使用許可の申請等について
- 3 許可書の提示について
- 4 変更許可の申請等について
- 5 使用中止の届出について
- 6 使用料の後納について
- 7 使用料の減免について
- 8 使用料の還付について
- 9 特別設備等の申請等について
- 10 使用者の遵守事項について
- 11 入館者の遵守事項について
- 12 立入りについて
- 13 損傷等の届出等について
- 14 使用後の点検について
- 15 指定管理者に管理を行わせる場合の読替えについて